

# 会 則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この会の名称は健心会とし、一般社団法人ホームサスティナブル推進機構内に分科会として設置する。

### (事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を東京都世田谷区池尻三丁目11番7号テラスレイクマウント101に置く。

### (目的)

第3条 この会の目的は、建物の価値の維持を図るべくあらゆるビジネスに関わるステークホルダー企業(リフォーム会社、不動産会社及び管理会社、ハウスメーカー、省エネ設備メーカー及び代理店、保険会社及び代理店、その他関連企業)と共に健全に機能し、発展、推進していき、会員の成長を支援することを目的とする。

### (事業)

第4条 この会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報共有、人材交流に関する定例会、セミナーの開催
- (2) ビジネスの振興に関する調査、研究
- (3) 出版物、刊行物の発行
- (4) 地域での情報交換会や勉強会の開催
- (5) 補助金、助成金等の情報提供
- (6) 各種専門家の紹介
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的の達成に必要な事業

## 第2章 会員

### (会員)

第5条 この会の会員は、ステークホルダー企業会員とステークホルダー企業外会員とする。

### (入会)

第6条 この会の会員（以下特に明記する場合を除いて会員という場合はステークホルダー企業会員とステークホルダー企業外会員を併せて表現する）になろうとする者は、所定の様式による入会申込書（または電子文書）を提出し、理事の過半数の承認を得なければならない。

- (1) 入会申込には会員1名以上の推薦を必要とする。
- (2) 同一法人からの入会は、2名を超えることができない。

（入会金及び会費）

第7条 会員になろうとする者は、入会時に規則において定める入会金を納入しなければならない。また、会員は、総会において定める規定により、会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年後見、保佐等、制限行為能力に関する審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。
- (4) 法人が解散し又は破産したとき。
- (5) 会費を納入せず、督促後も会費を3カ月以上納入しないとき。
- (6) 除名されたとき。

（退会）

第9条 会員が退会しようとするときは、その旨書面をもって届け出なければならない。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、一般社団法人ホームサスティナブル推進機構の代表理事及び理事の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会の会則又は諸規則に反したとき。
- (2) 本会の名誉を毀損し、本会の目的に反する行為をしたとき。

また、会員を除名する場合、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務は、これを免れることはできない。

また、本会は、会員がその資格を喪失しても納入済の会費その他の拠出金品は返還しない。

### 第3章 役員等

#### (役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 2人以上

なお、理事は会員の中から一般社団法人ホームサステナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議において選任し、会長及び副会長は本会理事の互選により定める。

#### (職務)

第13条 本会の役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- (3) 理事は、会則及び会員総会において決定した会務を執行する。

#### (任期)

第14条 本会の役員の任期は2年とする。なお、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

また、役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第15条 本会の役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、一般社団法人ホームサステナブル推進機構の代表理事及び理事の3分の2以上の決議により、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為が認められるとき。
- また、役員を解任する場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

第16条 本会の役員は無報酬とする。ただし、役員に実費を支給することができる。

また、役員への実費支給に関して必要な事項は、一般社団法人ホームサステナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議を得て定める。

## 第4章 会員総会

### (種別)

第17条 本会の会員総会は、通常総会及び臨時総会とする。

### (構成)

第18条 会員総会は法人会員と個人会員をもって構成する。

### (機能)

第19条 会員総会は、この会則で別に定めるもののほか、一般社団法人ホームサスティナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議に基づく方針により、本会の運営に関する必要な事項を決定する。

### (開催)

第20条 通常総会は、毎年1回開催する。

また、臨時総会は、次の事項に該当する場合に開催する。

- (1) 一般社団法人ホームサスティナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議があるとき
- (2) 本会理事の3分の2以上が必要と認めたとき
- (3) その他緊急の必要が生じたとき

### (招集)

第21条 会員総会は、会長が招集する。また、会長は、前条第2項の規定による請求があったときは、その日から1か月以内に臨時総会を招集しなければならない。

### (招集通知)

第22条 会長が会員総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を書面等により、少なくとも開催の2週間前までに通知しなければならない。

### (議題の提案)

第23条 各会員は、総会で決議すべき議題を提案することができる。

### (議長)

第24条 会員総会の議長は、会長が就任することとする。また、やむを得ない理由により会長が議長に就任できない場合、副会長が議長に就任することとする。

### (定足数)

第25条 会員総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 会員総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の際は、議長の決するところによる。

(書面決議)

第 27 条 やむを得ない理由のため会員総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合、第 26 条及び第 27 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 28 条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。また、議事録には、議長が署名、押印をしなければならない。

- (1) 開催の日時、場所
- (2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
- (3) 審議事項及びその議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

## 第 5 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 29 条 この会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第 30 条 この会の財産は、会長及び副会長が管理し、その方法は、一般社団法人ホームサステイナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 31 条 この会の経費は、第 29 条の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 この会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始前に会員総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第 33 条 この会の事業報告書、収支決算書及び財産目録は、会長及び副会長が事業年度終了後遅延なくこれを作成し、当該事業年度終了後遅延なく一般社団法人ホームサステイナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議を得なければならない。

(事業年度)

第 34 条 この会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、翌年 1 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の改正及び解散)

第 35 条 会則の改正及び解散決議は、一般社団法人ホームサステイナブル推進機構の代表理事及び理事の過半数の決議において行う。

## 第 7 章 補則

(事務局)

第 36 条 本会の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

(書類及び帳簿の整備)

第 37 条 事務局を設置した場合は、会則、会員名簿、財産等の重要書類等の書類帳簿は事務局で保管するものとする。

- (1) 会則
- (2) 会員の名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 財産目録、資産台帳及び負債台帳
- (4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 会則に定める機関の議事に関する書類
- (6) その他の必要な書類及び帳簿

附則

この会則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

以上